

議題第2号

施策等の実施にあたって、現行制度に具体的支障があるのか。
(区域区分制度の具体的課題点・改善点は何か。)

【論 点】

- ・将来都市構造の実現を図っていく上で、区域区分にどのような“具体的支障”があるのか。
- ・上記“具体的支障”への対処として、どのような手法が想定されるのか。
- ・区域区分の廃止によって、別の弊害が生じるおそれはないのか。

【参 考】

区域区分制度評価・検証のプロセス

プロセス（１） 桜川市の目指す将来都市像とは何か。
また、将来都市像を実現するための具体的施策等とは何か。

プロセス（２） 施策等の実施にあたって、現行制度に具体的支障があるのか。
(区域区分制度の具体的課題点・改善点は何か。)

プロセス（３） 具体的支障は、現行制度の運用の改善では対処できないのか。
(地区計画制度・区域指定制度等では対処できないのか。)

プロセス（４） 桜川市において、真に望ましい都市計画制度とは何か。
また、変更後の都市計画制度には、別の支障は生じないのか。